

新法紹介

1 改正中華人民共和国サイバーセキュリティ法

2 改正中華人民共和国海商法

3 個人情報越境移転認証弁法

1.改正中華人民共和国サイバーセキュリティ法

(2025年10月28日公布、2026年1月1日施行)

2017年6月1日より施行された中華人民共和国サイバーセキュリティ法は、2025年10月28日に全国人民代表大会常務委員会より初めての改正が可決され、来年の1月1日より施行されることになった。本改正は、近年AI技術の急速な発展に伴い人々の日常生活に普及していく一方で、サイバーやデータのセキュリティリスクが高まっている。そのため、今回の修正では、サイバーセキュリティに関する法的責任を重点的に強化し、違反行為違反するコストを大幅に引き上げることで、良好なサイバー環境を構築することに主眼が置かれている。主な改正点は以下のとおりである。

- ① サイバーセキュリティ安全保護義務、法によりサーバーセキュリティ認証・検測・リスク評価等活動又はサーバーセキュリティ情報公表義務、違法情報の処理義務又は救済措置義務の違反により重大な結果を招いた場合に関する企業や管理者・担当者への罰金金額が、本改正により引き上げられた。
- ② 個人情報の権益侵害等の行為に対する法的責任を含め、個人情報の権益保護等に関する法令適用について、個人情報保護法や民法典等の関連法令との整合性及び調整が強化されている。
- ③ 本改正において新設されたAI条項では、AIの基礎理論の研究およびコア技術の面での発展支援と同時に、AIの倫理規範・セキュリティ・リスク管理の面での監督管理も強化されている。
- ④ 旧法に定められたネットワーク重要インフラ及びネットワーク安全専用製品の安全認証・検査制度に加え、安全認証・検査合格の義務に違反した場合の罰金やペナルティも本改正に追記された。
- ⑤ 一定の条件を満たす場合には、行政処罰を軽減し、又は免除する規定が追加された。
- ⑥ 中国域外の企業や個人が「中国のサイバーセキュリティを害した」と判断された場合、財産凍結や制裁措置を取れることが明記された。

2.改正中華人民共和国海商法

(2025年10月28日公布、2026年5月1日施行)

全国人民代表大会常務委員会は2025年10月28日に新に改正された海商法を可決し、改正海商法は2026年5月1日から施行されることになった。今回の改正は、1992年における同法の制定後初めての改正であり、その条文は計16章、310条から構成される。本法は、国内と国際という二つの市場における海商ルールを適切に統一し、海商活動を行う当事者の権利と義務を適切に調整し、海商分野における渉外関係に適用される準拠法のルールや海洋生態環境の保護制度を整備することを狙いとしている。主な改正点は以下の通りである。

- ① 国内及び国際海上貨物輸送における法律の適用を統一し、中国の港湾間の海上貨物輸送について本法の適用範囲に含めるものとした。
- ② 外航船舶と内航船舶の海事賠償責任限度額を統一し、船舶と衝突した非軍事用又は政府公務用のその他の船舶に対し、同一の海事賠償責任限度額を適用することを明確化し、海商活動当事者の権利と義務を適切に調整した。
- ③ 運送人が貨物の「引き取り」及び「引渡し」の義務を負うことを明確にした。荷送人が、海上貨物運送契約に基づき貨物を運送人に引き渡し、かつ貨物が約定された運送内容及び方法等に適していることを保証しなければならないことを明確にした。
- ④ 船荷証券が発行されていない場合、運送人と荷受人との間の権利義務関係には改正海商法第四章「海上貨物運送契約」の関連規定が適用されることを明確にした。
- ⑤ 荷揚げ港において誰も貨物を引き取らないことによる費用及びリスクの負担主体を、荷受人から荷送人へと変更した。また船舶所有者、海難救助者等の主体の海事賠償責任限度額を適切に引き上げた。
- ⑥ 電子輸送記録の法的地位を明確化し、法定条件を満たす電子輸送記録は輸送書類と同等の効力を有するものとした。また運送人と荷送人の合意に基づき、電子輸送記録を発行・使用できることを明確にし、電子輸送記録と輸送書類は相互に変換可能であるものとした。

- ⑦ 海商分野における涉外関係法律の適用ルールを整備した。
強制適用条項を追加し、積荷港又は荷揚げ港が中国国内にある国際海上貨物運送契約については、改正海商法第四章「海上貨物運送契約」の規定が適用されることを明確にした。
- ⑧ 涉外関係における担保物権等に関する法律適用のルールを整備した。具体的には、A.建造中の船舶の所有権及び抵当権については、登記済みの場合は登記国の法律を適用し、未登記の場合は船舶建造地の法律を適用する。B.船舶留置権については、船舶が留置された地の法律を適用する。C.船舶先取特権、船舶留置権及び船舶抵当権の相互間の弁済順位については、裁判地法を適用する。D.船舶油汚染損害責任については、その損害結果発生地の法律を適用する。

3.個人情報越境移転認証弁法

(2025年10月17日公布、2026年1月1日施行)

個人情報越境移転認証弁法は、国家インターネット情報弁公室、及び国家市場監督管理総局の連名にて、2025年10月17日に公布され、2026年1月1日より施行されることになった。個人情報処理者が、個人情報を中国域外に移転させる際に「個人情報保護認証」の方法を選択した場合に、本弁法が適用されるものと定めており、具体的には、以下の内容が含まれる。

- ① 適用要件：個人情報処理者が、中国域外に個人情報を移転させるにあたり「個人情報越境移転認証」の方法を選択するには、次の要件を同時に満たさなければならない。
 - A. 重要情報インフラ運営者でないこと。
 - B. 当年度の1月1日から累計で個人情報（センシティブ個人情報を除く）の中国域外への移転数量が10万人以上100万人未満である、若しくはセンシティブ個人情報の移転数が1万人未満であること。なおかつ、中国域外へ移転させる個人情報には、重要データが含まれないこと。
- ② 申請方法、認証要件及び認証証書の有効期間：
 - A. 個人情報処理者は、認証専門機関に個人情報越境移転の認証を申請しなければならない。中国域外の個人情報処理者が個人情報越境移転の認証を申請する場合、

個人情報関連事項の対応のために自ら中国域内に設けている組織若しくは指定した代理機構が代わりに申請しなければならない。

- B. 認証証書の有効期間は3年である。認証証書の有効期間満了後も継続して使用する場合、個人情報処理者は有効期間満了の6ヶ月前までに認証申請を提出しなければならない。
- ③ 個人情報処理者が認証を申請して中国域外へ個人情報を移転させる前に履行すべき義務
 - A. 告知、本人からの「個別同意」の取得、個人情報保護影響評価（PIA）の実施などの義務を履行しなければならない。
- ④ 個人情報保護影響評価（PIA）における重点的評価項目
 - A. 個人情報処理者及び中国域外の受領者による個人情報の処理目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性。
 - B. 中国域外に越境移転させる個人情報の規模、範囲、種類、敏感度、及び個人情報の越境移転が国の安全、公共利益、個人情報権益にもたらす可能性のあるリスク。
 - C. 中国域外の受領者が負うことを約束した義務、並びに義務履行確保のための管理・技術的措置及び能力などが、個人情報の越境移転の安全を保障できるものであるか否か。
 - D. 個人情報が中国域外に移転された後、改ざん、破壊、漏洩、紛失、不正利用等のリスクが生じる可能性、及び個人情報権益の救済措置が十分に確保されているか否か。
 - E. 中国域外の受領者の所在国又は地区の個人情報保護政策及び法規が、中国域外に移転された個人情報の安全性及び個人情報権益に与える影響。
 - F. その他個人情報の越境移転の安全性に影響を及ぼす可能性のある事項。

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。